

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和4年12月20日(火) 第9459号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	身体障害者福祉法による医師の指定(601) (障がい福祉課) 2
	知事指定薬物の指定(602) (医療・保険課) 2
	保安林の指定施業要件の変更予定(603) (東部農林事務所) 4
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集(27) 4

告 示

鳥取県告示第601号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

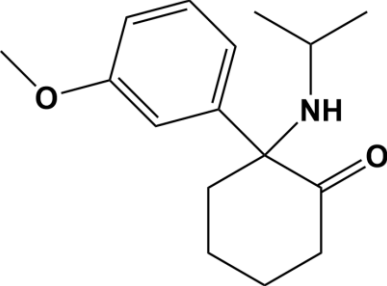
診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
眼科	視覚障害	田中 智章	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
〃	〃	三宅 敦子	米子市車尾四丁目17-1 米子医療センター
耳鼻咽喉科	聴覚障害、平衡機能障害	三宅 成智	米子市安倍59-1 みはな耳鼻・甲状腺クリニック
内科・神経内科	肢体不自由	田中 弘道	米子市淀江町佐陀2169 米子東病院
外科	心臓機能障害	小林 太	境港市米川町44 鳥取県済生会境港総合病院
小児科	〃	坂田 晋史	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
腎臓内科・透析科	じん臓機能障害	中西 宣太	倉吉市上井町一丁目8-5 のぐち内科クリニック
内科	呼吸器機能障害	松波 馨士	米子市富士見町二丁目10-3 まつなみ医院

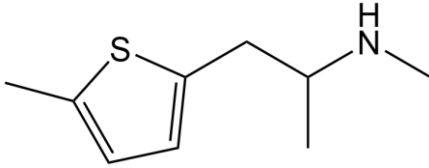
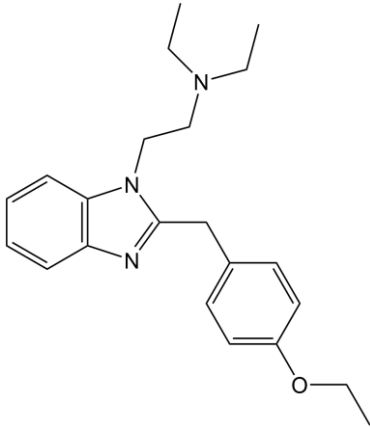
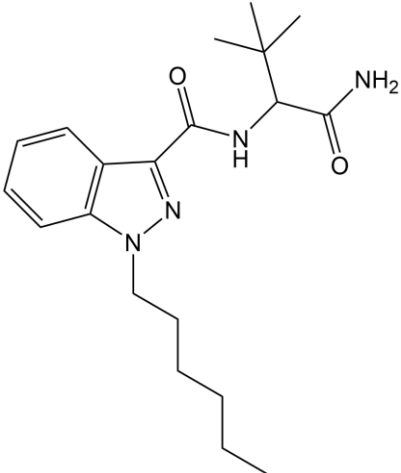
鳥取県告示第602号

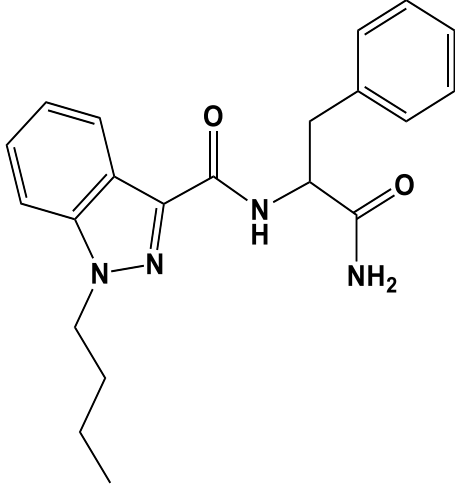
鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
4-知(1)-7	MX i Pr、Met h o x i s o p r o p a m i n e	2-(3-メトキシフェニル)-2-[(プロパン-2-イル)アミノ]シクロヘキサン-1-オン及びその塩類 

4-知(1)-8	5-MMPA、Mephedrene	N-メチル-1-(5-メチルチオフェン-2-イル)プロパン-2-アミン及びその塩類 
4-知(1)-9	Etazene、Etodesnitazene	2-{2-(4-エトキシベンジル)-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル}-N,N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類 
4-知(1)-10	ADB-HEXINACA、ADB-HINACA	N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-ヘキシル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類 

<p>4-知(1)-11</p>	<p>APP-BINAC A、APP-BUT INACA</p>	<p>N-(1-アミノ-1-オキソ-3-フェニルプロパン-2-イル)-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類</p> 
------------------	--	--

鳥取県告示第603号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年12月20日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
鳥取市青谷町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第27号

令和4年11回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和4年12月20日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 日時 令和4年12月22日（木） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室

3 議題

- (1) 選挙人名簿登録者数について
- (2) その他